

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和3年3月3日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課

被 処 分 者	商 号	●●●
	代 表 者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免許年月日	●●●
	免許証番号	●●●
聴 聞 年 月 日	令和2年11月25日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止15日間	
業 務 停 止 期 間	令和3年3月17日から同年3月31日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項第4号 (報告命令の拒否による業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成26年8月に、貸主Aと借主Bとの間で成立した、東京都江戸川区所在の建物賃貸借契約の媒介業務を行った。</p> <p>当庁は、この業務について、令和元年9月24日、法第72条第1項の規定に基づく調査を実施した。被処分者は、当庁より報告を求めた事項の一部について、同年10月8日までに後日報告を行う旨を約したが、上記期日までに報告を行わなかった。</p> <p>このため、当庁は、当該事項について、令和元年10月から11月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告を求めたが、被処分者は、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第4号に該当する。</p>	